

農林水産大臣 吉川貴盛 様

平成30年北海道胆振東部地震に関する要望

令和元年5月

北海道

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、尊い命が失われるとともに、多くの方々が負傷されました。また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、道民のくらしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じました。

国におかれては、これまで、被災者への支援はもとより、災害復旧事業等への予算措置や地方財政措置の拡充など、本道の実情や被災地域の声を踏まえた迅速な対応をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。

被災地域では、応急仮設住宅が整備され、生活インフラの復旧が進められるとともに、本年度からは、公共土木施設や農地・農業用施設等の産業基盤の本格的な復旧工事が始まるなど、復旧・復興に向けた取組が着実に進展してきております。

また、道では、地震災害からの一日も早い復興とその先の地域創生を目指すため、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」に基づき、住まい・くらしの速やかな再建や地域産業の持続的な振興など、地域に寄り添った復旧・復興対策に、国や関係機関等との連携を一層強めながら、全力を挙げて取り組むこととしております。

つきましては、道民が安全で安心な元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、必要な予算の確保や十分な地方財政措置など、国の支援について特段のご配慮をお願いいたします。

令和元年5月18日

北海道知事 鈴木 直道

< 要望項目 >

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

- ア 被災者の住宅再建…………… 1
- イ 被災者の生活支援…………… 1
- ウ 保健・医療・福祉、教育環境の回復…………… 2

(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧

- ア 電気・水道の復旧等…………… 3
- イ 道路や河川などの公共土木施設等の強靱化…………… 3
- ウ 文教施設や医療施設等の再生…………… 4

(3) 地域産業の持続的な振興

- ア 農林水産業の産業基盤の強化 …………… 5
- イ 商工業や観光の振興…………… 5

2 大規模停電等に伴う影響への対応

(1) 食と観光の早急な需要回復

- ア 道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開…………… 6

(2) 大規模停電等による産業被害への対応

- ア エネルギー供給等の強靱化…………… 6

3 復旧・復興に対する十分な地方財政措置等

…………… 8

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

(1) 住まい・くらしの速やかな再建

ア 被災者の住宅再建

(ア) 応急仮設住宅の供与については、災害救助法に基づく法定受託事務である応急救助として、被災地の現状や入居者の実情、地域特性等にも十分配慮し、必要なものとして実施しているものであり、これらに要した費用について、その全額を同法による特別基準として認めた上で、法に基づく国庫負担を行うこと。【内閣府】

(イ) 被災した住宅の修繕や再建に対し、手厚い支援を行うとともに、生活福祉資金の災害援護費を無利子の取扱いとすること。

【厚生労働省】

(ウ) 応急仮設住宅等入居者の供与期間終了後、自力で住宅を確保することが困難な被災者のための恒久的な住宅確保に向けた災害公営住宅等の整備に必要な予算を確保すること。【国土交通省】

イ 被災者の生活支援

(ア) 今回の地震による被害実態を踏まえ、被災者への支援を国による特別の負担により対応するとともに、被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。【内閣府】

(イ) 災害救助法における応急救助に際し、迅速かつ効果的に救助を実施するため、応急仮設住宅の仕様や生活必需品の品目など、その要件・基準の弾力的な運用を可能とするとともに、事務手続の簡素化等を図ること。【内閣府】

(ウ) 多くの災害廃棄物が発生している被災自治体は、財政基盤が脆弱であることから、災害等廃棄物処理事業について、補助率の嵩上げ及び特別交付税措置の拡充を行うほか、熊本地震と同様に大規模半壊、半壊の家屋に係る解体・撤去費用についても補助対象とするなど、地方負担の軽減を図ること。【総務省、環境省】

(エ) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じること。【環境省】

ウ 保健・医療・福祉、教育環境の回復

(ア) 国民健康保険においては、被災した被保険者に対する一部負担金や保険料（税）の減免措置額については、特別の財政措置を講じること。

また、後期高齢者医療においては、被災した被保険者に対する一部負担金や保険料の減免に対して講じられている財政措置を必要に応じ延長すること。 【厚生労働省】

(イ) 障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用について、引き続き被災者の負担軽減に努めるとともに、必要な経費に対する財政支援を行うこと。 【厚生労働省】

(ウ) 教職員の業務負担を軽減するために必要なスクール・サポート・スタッフ等について、十分な確保に努めるとともに、通勤に係る交通費を補助対象経費とするなど財源措置を拡充すること。 【文部科学省】

(エ) 被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援を行うための教職員の加配措置を引き続き確保すること。 【文部科学省】

(オ) 被災した児童生徒へのカウンセリングを行い、安心して通常の学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーの派遣等に関わる継続的な支援を行うこと。 【文部科学省】

(カ) 被災した児童生徒や保護者の経済的負担を軽減し、安心して就学できるよう、今回対象となった国の「被災児童生徒就学支援等事業」に係る被災者への支援を充実するとともに、継続的に実施すること。 【文部科学省】

(2) ライフラインやインフラの本格的な復旧

ア 電気・水道の復旧等

(ア) 災害発生時において、通信サービスは被災された方々が情報収集や発信を行うための重要な手段であることから、大規模な地震や長時間の停電などといった災害に強い通信基盤の確立に向けて、国において、必要な支援・対策を講じること。 【総務省】

(イ) 災害復旧事業の対象外である道営の水力発電施設に対する補助制度を創設すること。 【経済産業省】

(ウ) 道営の水力発電施設に係る耐震性能の調査及び耐震化に対する補助制度を創設すること。 【経済産業省】

(エ) 火力発電所等の重要施設に水を供給する工業用水道の配水管路や浄水場等の施設の耐震化について、継続的な補助採択や補助率の嵩上げなど、補助制度の拡充を図ること。 【経済産業省】

(オ) 路盤等の強化やトンネル、橋梁などの大規模修繕等の前倒し、災害対応型車両の緊急増備・更新の前倒し、さらには、情報提供体制の整備や道内主要駅における非常用電源の確保など、災害に強い鉄道網の確立に向けて、国が必要な支援を早急に行うこと。 【国土交通省】

(カ) 今回の災害に伴う減収や復旧費用等により、危機的な状況にあるJR北海道の運営が更に悪化することがないように、資金繰りなど必要な対策を講じること。 【国土交通省】

イ 道路や河川などの公共土木施設等の強靱化

(ア) 山腹崩壊が広範囲にわたり発生しており、今後の降雨により大規模な土砂流出が危惧されることから、国直轄による緊急的な対策を着実に進めるほか、道の実施する事業推進のため、引き続き支援等を行うこと。 【国土交通省】

(イ) 災害時におけるリダンダンシー確保のため、高規格幹線道路や国道などの道路網の計画的・体系的な整備を図ること。 【国土交通省】

- (ウ) 近年、激甚化する傾向にある地震や大雨等の被害に備えるため、道路法面の災害防止や集落の孤立を防止する橋梁の耐震化、樋門などの河川管理施設の耐震化を推進すること。 【国土交通省】
- (エ) 津波に対する防災力強化のため、避難路や海岸堤防などの整備に係る交付金の補助率の嵩上げ、地域要件の緩和など財政支援の充実・強化を図ること。 【国土交通省】
- (オ) 住宅や公共建築物の耐震化に対する国費率の引上げ等を図ること。 【国土交通省】
- (カ) 道路の法面崩壊や堤防の亀裂など甚大な被害が発生していることを踏まえ、防災点検の迅速な実施に要する経費について、地方負担を軽減するための財政支援の充実・強化を図ること。 【国土交通省】
- (キ) 道路情報提供装置のバックアップ電源の強化や維持管理、更新、及び河川情報システムの維持管理、更新等に活用できる補助制度を創設すること。 【国土交通省】
- (ク) 国際拠点港湾である苫小牧港について、護岸や岸壁等の沈下等を早期に復旧すること。 【国土交通省】
- (ケ) 港湾は本道と道外・海外とを結ぶ物流経路と輸送能力の安定的な確保に重要な役割を果たすため、災害に強い港湾施設の充実・強化を推進すること。 【国土交通省】
- (コ) 今後発生する大規模災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。 【警察庁】

ウ 文教施設や医療施設等の再生

- (ア) 医療施設等災害復旧費補助金は、公的医療機関や政策医療を実施する医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等を対象としていることから、補助対象施設を拡充すること。 【厚生労働省】

(3) 地域産業の持続的な振興

ア 農林水産業の産業基盤の強化

(ア) 地震により大規模に崩壊した林地、治山施設や林道の復旧、森林の造成、被害木の有効利用に必要な予算を確保すること。

【農林水産省】

(イ) 国土強靱化や災害に強い農山漁村づくりに向け、災害リスクの高いため池の改修・廃止、用水施設の耐震化、農地の排水対策など、農業農村整備を計画的に推進すること。

【農林水産省】

(ウ) 激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、治山事業による防災・減災対策を計画的に推進すること。

【農林水産省】

(エ) 漁港は、海岸施設と一体となって高波などから背後集落を守る機能を有することから、防波堤などの漁港整備を計画的に推進すること。

【農林水産省】

(オ) 本道の基幹産業である農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を着実に進めていくため、被災者の意向や道と関係者が定めた「被災森林の再生に向けた対応方針」を踏まえ、経営意欲の低下した森林所有者への対策や森林の造成に係る技術的支援など、被災地域の農林水産業の復興に向けた取組に対し、引き続き必要な支援を行うこと。

【農林水産省】

イ 商工業や観光の振興

(ア) 被災商店や企業の復興・再生に向けた必要な支援を行うこと。

【経済産業省】

(イ) 本道全域において、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金など既存補助金に係る予算の重点配分、被災事業者への優先採択、補助率の嵩上げ、及び補助限度額の拡大を講じること。

【経済産業省】

2 大規模停電等に伴う影響への対応

(1) 食と観光の早急な需要回復

ア 道産食品や観光の需要回復に向けた取組の展開

(ア) 急増する外国人観光客などの受入体制整備のため、観光産業に従事する者の育成・確保の取組に対する支援や、観光関連施設における非常用電源の確保など災害発生時の観光客の安全・安心を守る体制の整備に対する支援を充実・強化すること。

【厚生労働省・国土交通省】

(2) 大規模停電等による産業被害への対応

ア エネルギー供給等の強靱化

(ア) 今回の地震により発生した大規模停電（ブラックアウト）の原因分析と再発防止策の検討を踏まえ、電力の安定供給に万全を期すこと。

【経済産業省】

(イ) 発電所停止による大規模停電を回避するなど電力の安定化や多様なエネルギー資源に恵まれた本道の再生可能エネルギーの導入拡大、我が国全体のエネルギーミックスの実現に寄与するとの観点から発電所の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の増強や、北本連系設備の更なる増強を行うこと。

【経済産業省】

(ウ) 災害時に地域において石油製品を安定供給する体制を早急に構築するため、ガソリンスタンド（ＳＳ）への自家発電機整備事業を継続するとともに、自家発電機を有する全てのＳＳを対象に「災害時情報収集システム」を活用した連携体制の充実・強化を図ること。

【経済産業省】

(エ) 停電時における中小企業等の生産活動停滞を防ぐため、自家発電設備の導入や自家発電用の備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援制度を拡充すること。

【経済産業省】

(オ) 道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活用し、災害時に地域の自立型電源となり得る「エネルギーの地産地消」や再生可能エネルギーの導入拡大に有効な蓄電池の普及、さらには経営安定に向けた省エネ対策を促進する補助制度等を拡充すること。

【経済産業省、環境省】

(カ) 本道の系統設備に空容量が少なく、地域資源を活用しながら災害時に安定的な電源を確保できる設備の新たな接続が困難となっていることから、太陽光などFIT認定済み未稼働案件を対象に、適時の調達価格の適用及び運転開始期限の設定措置の適用の厳格化、畜産バイオマスや地熱など各地域の創意工夫を活かした主体的な取組を優先的に接続できるよう、制度の整備を早急に進めること。

【経済産業省】

(キ) 医療機関（病院・有床診療所等）を対象として停電時の医療機能維持に必要な最低限の電力を確保するための設備整備に係る補助制度を創設すること。

【厚生労働省】

(ク) 保冷が必要で使用者の多い医薬品や血液製剤等を停電時においても安定的に供給するために必要な保管設備やバックアップ電源の強化、更新等に活用できる補助制度を創設すること。

【厚生労働省】

3 復旧・復興に対する十分な地方財政措置等

- (1) 道及び道内市町村の被災者支援、復旧・復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保、激甚災害における適用措置の拡充など、十分な地方財政措置等を講じること。

【内閣府、総務省、財務省】

- (2) 被災地域の復興と地方創生の取組を着実に推進するため、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金などについて必要な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など柔軟な制度運用を図ること。

【内閣府】

- (3) 近年頻発する大規模災害を踏まえ、災害発生時に重要な役割を果たす庁舎等の耐震化に、地方自治体が計画的に取り組めるよう、令和2年度までの時限措置である緊急防災・減災事業債制度の恒久化や対象事業の拡大及び要件緩和などの起債制度の拡充を図ること。

【総務省】

- (4) 近年頻発する大規模災害や北海道胆振東部地震を踏まえ、災害時における死者等に係る氏名等の統一的な公表基準を策定すること。

【内閣府】